



2024年8月16日

各位

会社名 株式会社ジーネクス
代表者名 代表取締役（権利義務者） 三ヶ尻 秀樹
（コード番号：4179 東証グロース）
問合せ先 執行役員 村田 実
（TEL. 03-5962-5170）

前代表による善管注意義務違反の疑いに関する調査・検討開始のお知らせ

当社は、2024年8月8日付「株主による新株式及び新株予約権の発行の差止め仮処分の申立ての却下決定に関するお知らせ」にて東京地方裁判所において申立てを却下する決定がなされた旨を開示いたしました。が、裁判所の仮処分決定書にて、当社前代表取締役であり当社株主である横治祐介氏（以下「横治氏」といいます。）の在任中の行動を問題視する指摘がされており、本日開催の取締役会において、横治氏による一連の行動の適切性を事後的に調査・検証する方法の検討をすることを決議いたしましたので、下記のとおり、お知らせいたします。

なお、調査・検討方針、体制および方法については、今後の取締役会において、正式に決定した後、速やかに開示する予定です。

記

1. 取締役会決議の背景（調査・検証の検討に至った背景）

当社は、2024年8月8日付「株主による新株式及び新株予約権の発行の差止め仮処分の申立ての却下決定に関するお知らせ」にてお知らせいたしましたとおり、東京地方裁判所において横治氏の申立てを却下する決定がなされましたが、裁判所の仮処分決定書において、「債権者（※横治氏のこと）が代表取締役を解職されたのは、債権者（※横治氏のこと）が、自らも構成員として入った取締役会において繰り返し資金調達等に関して検討してきた経緯から外れて、令和6年5月9日の取締役会の数日前に突如として、自己の保有株式の大半（公開買付規制にかからない発行済株式の約33%）を市場価格の1.5倍で（コントロールプレミアムを他の株主と分かち合うことなく）同取締役会の6日後に譲渡すると言い出し、同取締役会においてその譲渡先等について十分な説明をしなかったことを主な原因とするものであり、債権者（※横治氏のこと）が、代表取締役として株主共同の利益を追求する責任を果たすことよりも、持分の大半を高値で売却することを優先したからである」と明確に指摘され、横治氏の善管注意義務違反・忠実義務違反の疑いが強まりました。この点は、当社取締役会においても同様の問題意識を持っていた点になります。

さらに、2024年7月22日付「通知書」において、横治氏から提出された臨時株主総会招集の請求および株主提案に関連した質問状のやり取りの過程で、横治氏が、当社に秘密裡に、当社と競業する可能性がありうる事業（ビジネスアポイントのプラットフォームの開発等）を営んでいる株式会社BigSmall（本店所在地：東京都港区赤坂二丁目17番1号、代表取締役中内奈々氏）の取締役CIO（Chief Information Officer）、すなわち情報やシステムの最高責任者に、同社設立時の令和3年5月22日から就任していることが発覚しました。なお、横治氏は、当社からの2024年7月22日付「通知書」による質問に対して、「同社の役員に就任している事実はありません」という回答をされていましたが、当社が、同社の同年7月25日時点での商業登記簿の記載を確認したところ、上記のとおり、横治氏が同社の取締役として就任している旨の記載が確認されました。（なお、本日現在、BigSmall社のHPからは横治氏の表記のみ削除されております。）

そこで、当社といたしましては、横治氏の善管注意義務違反および忠実義務違反の疑い等を中心

に、調査・検証を検討し、再発防止策を立案、実行していくとともに、経営責任や法的責任の有無を明確化し、その結果を踏まえ、原因解明に向けた検討をしなければならないと考えております。

これらの検討を一次的に行うべきは、株主様から当社の経営を委ねられた現経営陣による取締役会の職責であり、当社取締役会はその職責を果たすべく検討を重ね、本日、調査・検証の検討を進めることを決議いたしました。

2. 調査・検証の方針、体制および方法について

今後の取締役会において、正式に決定した後、速やかに開示する予定です。

3. 今後の見通しについて

本件（調査費用等）による当社の業績への影響は軽微です。

以上